

規約改定に関するご門徒様へのご説明事項

この度、妙行寺の納骨壇利用規約におきまして、ご門徒の皆様に安心して長期にわたりご利用いただけますよう、社会情勢の変化や関連法令の改正に対応するため、以下の5点について、規約の整備および新たな条項の追加を行いました。

1. 永代供養のきまりの追加について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、あるいはご家族が遠方にお住まいになるなど、墓地・納骨堂の承継や管理に関するご門徒様の不安の声が増えております。

妙行寺の納骨壇をご利用されるご門徒様の中にも、「将来、供養をお願いできる親族がいない」「遠方に住む子どもに負担をかけたくない」といったご心配をお持ちの方もいらっしゃいます。

こうしたご門徒様の切実なニーズにお応えするため、この度、納骨壇の利用規約に永代供養に関する新たな規定を設けました。

永代供養とは、ご門徒様に代わって妙行寺が責任を持って、永きにわたり故人様のご供養と納骨施設の管理を行う制度です。これにより、万が一、将来的に納骨壇の承継者がいらっしゃらなくなった場合でも、妙行寺が規約に基づき、責任をもって永代にわたりご供養させていただきます。

具体的な永代供養への切り替えの条件や時期、合葬の方法につきましては、詳細を規約条項として定めました。この規定の追加により、ご門徒様は将来の不安なく、安心して納骨壇をご利用いただけるようになります。また、ご家族の状況に合わせた多様な供養の選択肢を提供することが可能となりました。

もちろん、これまで通り代々承継していくこともできますので、ご安心ください。

2. 個人情報保護の条文の追加について

情報化社会の進展に伴い、個人情報の適切な取り扱いに対する社会的な意識は益々高まっております。

妙行寺におきましても、ご門徒様のプライバシー保護は寺院運営における最も重要な課題の一つであると認識しており、厳格な管理体制のもとで個人情報を取り扱っております。

この度、個人情報保護法をはじめとする関係法令の最新の改正内容に準拠し、ご門徒様の個人情報保護をさらに徹底するため、規約に個人情報に関する条文を新たに追加いたしました。

今後も法令遵守を徹底し、ご門徒様の大切な個人情報を適切かつ安全に管理してまいりますので、安心してご利用ください。

3. 消費者契約法と民法改正への対応について

近年の消費者契約法および民法の改正により、消費者保護の強化や契約の透明性向上に関する新たな規定が設けられました。

妙行寺では、これらの重要な法改正に適切に対応し、ご門徒様との間の契約関係をより明確かつ公正なものとするため、納骨壇利用規約の一部を改定いたしました。

特に、ご門徒様が契約を解除される場合の利用料の返金に関する具体的なルールについて、どのような場合に、どのような計算方法に基づいて返金が行われるのかを詳細に明記しております。これにより、万が一契約解除が必要となった場合でも、ご門徒様は事前に規約をご確認いただくことで、返金に関する手続きや金額について明確に把握できるようになりました。

また、将来的に規約の内容を変更または追加する必要がある場合の手続きについても、民法の定める定型約款に関する規定に則り、どのような方法でご門徒様にお知らせするのかといった、規約の変更・追加方法を明確に決めました。これらの改正対応は、ご門徒様の権利を保護し、長期にわたって安心して妙行寺の納骨壇をご利用いただくための重要な取り組みです。

4. 反社会的勢力対策の条文追加について

妙行寺は、ご利用されるすべてのご門徒様が安全かつ平穩に納骨壇をご利用いただける環境を提供することを社会的な責務と考えております。

社会全体で反社会的勢力の排除に向けた取り組みが進められている中、妙行寺におきましても、宗教法人としてその責任を果たすべく、鹿児島市の暴力団排除条例の趣旨に則り、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための条文を規約に新たに追加いたしました。

これらの条文には、反社会的勢力に該当する方、あるいは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する方のご利用をお断りすること、また、利用開始後にその事実が判明した場合に契約を解除できることなどが明確に定められております。

これは、特定の個人や団体を不当に排除することを目的とするものではなく、ご門徒様全体の安全と安心を確保し、寺院の公共性と信頼性を維持するために不可欠な措置であります。

今後も、法令および社会規範に基づき、健全な寺院運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

5. 墓埋法のきまりへの対応について

墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）は、国民の宗教的感情に配慮しつつ、公衆衛生その他公共の福祉の観点から、墓地や納骨堂などの適切な管理および埋葬等に関する事項を定める重要な法律です。

妙行寺は、法令を遵守し、ご門徒様の大切なご遺骨を安心してお預けいただける環境を提供することを責務と考えております。

この度、墓埋法およびその施行規則に定められた基準に厳格に準拠するため、納骨壇の鍵の保管や収蔵遺骨の管理に関する規定を見直しました。

これらの変更は、法令遵守を徹底し、納骨壇を常に安全な状態で管理するための措置であり、ご門徒様の大切なご遺骨を責任をもって長期にわたりお守りするためのものです。今後も、法令に基づいた適正な管理を行い、ご門徒様にさらなる安心と信頼をお届けできるよう努めてまいります。

納骨壇の鍵の返還のお願い

この度、妙行寺では、納骨壇をより安全に管理させていただくため、納骨壇の鍵の管理方法を見直すこととなりました。これまでは、ご門徒様各自で納骨壇の鍵をお持ちいただいていたのですが、今後は妙行寺にて一括して管理させていただくこととなります。

つきましては、現在ご自宅にて保管されております納骨壇の鍵を、お手数ではございますが妙行寺にご返還(お預け)くださいますようお願い申し上げます。

この鍵の管理方法の変更には、主に二つの大切な目的があります。

第一に、納骨壇に収蔵されておりますご先祖様の大切なご遺骨を、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)をはじめとする関係法令の趣旨に則り、さらに厳重かつ丁寧に管理させていただくためです。鍵の管理を妙行寺が一元的に行うことで、納骨壇全体のセキュリティ体制を強化し、ご遺骨を末永く安らかにご安置できる環境を向上させることができます。

第二に、これまでに納骨壇の鍵の紛失に関するお問い合わせが複数寄せられているためです。予期せぬ第三者が、紛失した鍵を不正利用して、遺骨を持ち去る事件が発生することを未然に防ぐためにも、妙行寺で鍵を一括管理することが、皆様に安心してご利用いただくための最善の方法であると判断いたしました。

納骨壇へのご参拝等で鍵が必要な際には、これまでと同様に妙行寺の事務所にお声がけいただければ、速やかに対応させていただきますのでご安心ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。